

令和7年9月26日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	20番	栗山	徹雄
10番	川口	堅志	21番	川口	誠二
11番	田中	栄一	22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	秋山	勲
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局次長	野村	美幸
書記	田中	浩章
書記	松尾	眞吾

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市長	簗原 悠太朗
副市長	原 亮一
教育長	城後 慎一
未来創造戦略室長	丸山 隆
総務部長	坂田 智子
企画部長	田中 和己
市民部長	牛島 新五
健康福祉部長	平 武文
建設経済部長	山口 幸彦
教育部長	馬場 浩義
総務課長	清水 正行
財政課長	鵜木 英希
人権・同和政策・男女共同参画推進課長	大久保 寿子
健康推進課長	末廣英子

## 議事日程第7号

令和7年9月26日（金）開議 午前10時

### 日 程

#### 第1 委員長報告

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

#### 第2 議案上程・説明

#### 第3 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

#### 第4 人権擁護委員候補者の推薦について

---

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 委員長報告

議案第49号 八女市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第51号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第2号）

認定第1号 令和6年度八女市各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度八女市水道事業会計決算認定について

認定第3号 令和6年度八女市下水道事業会計決算認定について

#### 第2 議案上程・説明

議員提出議案第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

#### 第3 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

#### 第4 人権擁護委員候補者の推薦について

---

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。9月定例会最終日となりました。本日も最後までよろしくお願ひいたします。

議場内の撮影を許可しておりますので、御了承お願ひいたします。

お知らせいたします。委員長報告書、議員提出議案、提案理由書及び人権擁護委員候補者推薦資料を配信いたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承願います。

日程に先立ちまして、執行部から発言の申出があつてありますので、これを許可いたします。

#### ○市民部長（牛島新五君）

おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、大変申し訳ございません。

9月12日の森茂生議員の認定第1号の質疑においてお尋ねがありました滞納者の割合に関する税務課長の発言について補足説明をさせていただきます。

2万9,000人の納税義務者に対し、滞納者人数3,131人とすると、滞納者は1割を超えるという理解でよいかという旨の御質問に対し、税務課長がその理解でよい旨の発言をいたしましたが、補足いたしますと、この2万9,000人は個人の市民税の納税義務者数であり、対して滞納者人数には、個人の市民税以外に法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の滞納者も含まれておりましたので、割合として算出することは正確ではございませんでした。

令和6年度の主な税目ごとの滞納者の割合を申しますと、個人市民税が納税義務者数2万9,408人に対し、滞納者数580人で2.0%、固定資産税が2万9,412人に対し911人で3.1%、国民健康保険税が9,104人に対し690人で、7.6%となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

#### 日程第1 委員長報告

#### ○議長（橋本正敏君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました議案第49号 八女市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

#### ○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

皆さんおはようございます。厚生常任委員会に付託されました議案第49号 八女市乳児等

通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査いたしました概要並びに結果について報告申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等の通園支援事業、いわゆることども誰でも通園制度が新たに市の認可事業として位置づけられることとなり、国、県が示す基準を踏まえ、八女市の乳児等の通園支援事業の設置及び運営に関して条例を定めようとするものです。

質疑後の討論において、反対討論、賛成討論がそれぞれありました。

採決の結果、当委員会といたしましては、議案第49号については賛成多数で原案のとおり認めることに決しました。

議会におかれましても御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第49号に反対の立場で討論を行います。

この議案は、ことども誰でも通園制度と言われております。月に10時間の枠内で、時間単位で利用可能となっておりますが、現在ある一時保育所との区別がはっきりしないという声があります。

この通園制度は、対象者が保育所に通っていない生後6か月から3歳未満となっておりますけれども、八女市の場合、1歳以降はほとんど保育所などに通っておりますので、生後6か月から1歳までの実質僅か6か月間ということになります。

近年、保育所で痛ましい事故が相次いで報道される中、ことども誰でも通園制度によって、乳幼児を一時的に次々と受け入れることになる現場では、事故のリスクが高まるのはもちろんのこと、もともと通所している子どもたちにも影響が出かねないと言われております。

ことども誰でもと銘を打つならば、真っ先に保育所問題の解決や処遇改善など、抜本的に見直す必要があります。しかし、政府の方針は、保育士が足りないなら資格がなくてもできるようにすればいいという全く逆の方向を向いております。

この制度の試行的事業は市町村が実施主体であり、内容の確保やトラブル解決に市町村が直接責任を負っております。

それに対し、今度の本格実施の事業は、保護者と事業者との直接契約制度となり、市町村

の保育に対する責任は大きく後退します。問題があっても、その解決は事業者と利用者の責任になります。

現在の保育所制度では、市町村が責任を持って地域の子どもを保育するという理念が確立しております。

例えば、万が一事故を起こした場合、それが公立であろうと、民間の施設であろうと、市町村が関与して、原因究明や監督、予防策を講じる責任があります。

しかし、今度の通園制度は、市町村の関与、責任が大幅に後退し、問題があれば、当事者の言わば自己責任となります。そういう意味で、こども誰でも通園制度は、今までの保育所とは全く違った原理を異にする新たな制度であります。

以上の理由により、この議案に反対をするものです。

○議長（橋本正敏君）

賛成の方。

○3番（坂本治郎君）

私はこの議案につきまして、条件つきにはなりますが、賛成の立場で討論いたします。

委員会の場では、私は反対の意見を申し上げました。理由は、制度設計が八女市にとってあまり意味がないからです。

八女市には既に一時預かり制度が整っており、就労、通院だけではなく、リフレッシュ利用も可能で、対象も広く、料金もこちらよりも安価であるため、新制度がどうしても下位互換に見えてしまい、現場にとっては何のために新しくつくるのか、厚生労働省とこども家庭庁がそれぞれに似た制度をつくっている縦割り行政の弊害ではないかとの疑問があったからです。

しかし、八女市の現場にとっては意味がなくても、改めて全国的な制度設計を考えると、地域によっては、親のリフレッシュ利用が認められていない自治体もあり、社会的にはこの制度が一定の底上げ効果を持つことは理解できます。また、全ての子どもに育ちの機会を保障するという理念自体は極めて重要な方向性だと考えます。

理念に関しましては大賛成であり、中身に関しては、現場の混乱を招くため、現段階では課題が残りますが、本会議では、理念を潰さずに前に進めるという趣旨をもって賛成いたします。その上で、導入後は市民や現場の声を丁寧に拾い上げ、制度が八女市においても実効性を持つよう、改善を国に訴えていくことを求めます。

なお、この制度そのものよりも、現場の保育士確保こそが喫緊の課題です。保育士が安心して働く環境づくり、そして保育士になりたいと思えるような市独自の支援制度こそ本当に必要だと考えます。国の制度の導入と並行して、市としても取り組んでいただきたいと要望いたします。

以上の理由から、本議案に賛成いたします。

○議長（橋本正敏君）

反対討論の方はおられますか。

○11番（田中栄一君）

委員長の立場で討論するのはどうかと思いますけれども、私は、議案第49号 八女市乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

この条例は、児童福祉法第34条の16において、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないと規定されており、条例制定は必須であります。

また、この制度を利用することによって、子どもには家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を得ることによる成長があると思いますし、保護者にとっては、地域とのつながりができること、さらに子育ての負担軽減や孤独感、不安感の解消にもつながるものだと思います。

類似した制度に一時預かり保育制度があります。この制度は、保育者の立場を重視したものであり、乳児等通園支援制度が子どもの成長にも視点を置いた事業であることから、似て非なるものだと考えます。

多くの制度があることによって保護者の選択肢が広がることは、これから八女市の子どもたちの育ちを応援し、かつ保護者の多様な働き方等に寄与するものだと確信をしております。

以上の点から、議案第49号に賛成するものです。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

[押しボタン式投票]

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託されました議案第51号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（高橋信広君）

皆さんおはようございます。ただいまより委員長報告を申し上げます。

予算審査特別委員会に付託されました議案第51号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第2号）につきまして、審査結果を報告いたします。

本特別委員会は2回の全体会を開催し、各分科会委員長の報告を受け、採決しました結果、原案のとおり可決しましたことをまずもって御報告いたします。

以下、各分科会からの報告と概要について申し上げます。

まず、総務文教分科会委員長から、再生可能エネルギー利活用事業について、小水力発電設備導入の場所はどこか、また、地域の了解は得ているのかとの問い合わせに、矢部地区の三倉川に導入する計画を進めている。この事業は、民間事業者と共同で計画しており、地元の漁協からは了承を得ているとの報告でございました。

また、小学校プール改修事業について、岡山小学校のプール解体後の跡地には駐車場を設置し、現在の体育館西側にある駐車場の一部に校舎の増設を計画していることに対して、岡山小学校の改修工事の全体の流れはどのようにになっているのかとの問い合わせに、令和7年度に文化財発掘調査、体育館北側への仮設校舎設置、視聴覚室・図書室の改修工事を進めている。令和8年度に、校舎の増築、職員室・家庭科室の改修を行い、同年度内の完了を考えているとの報告でございました。

校舎の増築に伴って、トイレも設置するのかとの問い合わせに対し、そのように計画していくとの報告でございました。

また、債務負担行為補正として、外国語指導助手派遣業務委託料が計上されている事業に対し、具体的な内容はどのようなものかとの問い合わせに、現在6名の外国語指導助手（ALT）が、基本的に小学校3年生以上の授業をサポートしている。令和8年度については、人件費が高騰していることに加え、現状から1名の追加をしたく債務負担行為をお願いするものの報告がございました。

次に、厚生分科会委員長から、債務負担行為補正として環境基本計画策定業務委託料が計上されている事業に対し、令和8年度でこの第2次計画が終わることは、当然10年前から分かっているのに、なぜこの時期の9月の補正なのか、令和7年度の当初から本来は予算要求をしておくべきではなかったのかとの問い合わせに対し、昨年度の予算要求時には、令和8年度当初予算に計画策定の費用を組み込み、令和8年度中の策定を進める方針であったが、計画策

定の進め方について、環境課内で協議を重ねた結果、より丁寧なアプローチが必要ではないかとの結論に至り、9月議会での補正予算をお願いするものとの報告がございました。

次に、建設経済分科会委員長から、県補助農業振興事業について、事業主体である八女地域GAP研究会とはどのような団体かとの問い合わせに、八女市内の5つの法人で組織されており、安心・安全な食の提供を行うことと、八女茶の流通の維持拡大を図るとともに、茶生産の持続的な環境保全を実践していくことを目的に設立されている。今回、茶生産についての国際水準GAP認証の取得に向けて取り組まれているとの報告でございました。

次に、GAP認証のうち、どの認証を取得するのかとの問い合わせに、国際水準GAP認証のうち、農林水産省はGLOBALG.A.P、ASIA GAP、JGAPの3種類を定めている。今回はASIA GAPの認証取得を目指しているとの報告でございました。

また、ASIA GAP認証でないと輸出はできないのかとの問い合わせに、取引先によってJGAP認証やASIA GAP認証等が取引の条件になっているが、GAP認証がなくても輸出は可能であると認識しているとの報告がございました。

以上が、全体会における各分科会からの報告と概要でございます。

冒頭申し上げましたとおり、議案第51号は原案のとおり可決しておりますが、ただいま報告いたしました審査の概要と、各分科会で出されました意見等につきましては、予算執行に生かしていただきますよう申し上げまして、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

[押しボタン式投票]

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和6年度八女市各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和6年度八女市水道事業会計決算認定について、認定第3号 令和6年度八女市下水道事業会計決算認定について、以上3件を一括議題といたします。

本案について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員会委員長（高橋信広君）

決算審査特別委員会の審査結果について御報告いたします。

議長を除く議員21名で構成する本特別委員会の全体会を、9月12日と9月24日に開催いたしました。

各分科会での審査に当たりましては、関係資料に基づき事業内容の説明を受け、議会が当初議決した趣旨と目的に沿った予算が適正かつ効率的に執行されたのか、また、どのような行政効果が発揮できたのかなど、その費用対効果を検証し、次年度以降の予算編成に反映されるよう審査を行いました。

初めに、令和5年度決算審査時に厚生分科会で指摘しておりました、電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金給付事業は、住民非課税世帯への生活支援を行うことが目的の事業であるが、受給資格があるにもかかわらず支給されていない世帯があったため、対象世帯への申請案内は、よりきめ細やかな対応をすべきであるという指摘に対し、訪問しても連絡がつかず給付に至らなかったケースが13件あったが、今後はさらに調査を重ねて確認を行うなど、積極的な対応に努めるとの報告がありました。

まず、認定第1号 令和6年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてのうち、一般会計、特別会計ともに各分科会からの指摘事項はございませんでした。

なお、討論におきまして、反対討論が1件ございました。

採決の結果、認定第1号につきましては、賛成多数で認めるに決しました。

続きまして、認定第2号 令和6年度八女市水道事業会計決算認定についてですが、指摘事項はございませんでした。

採決の結果、認定第2号につきましては、全会一致で認めるに決しました。

続きまして、認定第3号 令和6年度八女市下水道事業会計決算認定についてですが、指摘事項はございませんでした。

採決の結果、認定第3号につきましては、全会一致で認めるに決しました。

以上が認定第1号、認定第2号及び認定第3号の審査結果でございます。

なお、各分科会で出されました意見等につきましては、予算執行に生かしていただきます

ようお願い申し上げまして、決算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（橋本正敏君）

委員長の報告は終わりました。

まず、認定第1号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

○19番（森 茂生君）

認定第1号について、反対の立場で討論を行います。

1款2項固定資産税についてであります。

合併前の町村の税率は1.4%でしたが、合併により旧八女市に合わせる形で、超過税率の1.6%になった経緯があります。県下で税率1.6%は大牟田市と八女市だけであります。全国的に見ても、1.6%を課税しているのはごく少数の自治体であります。八女市の税負担が重いために、滞納者は令和5年度2,759人でしたけれども、令和6年度には3,131人と大幅に増えております。

税の滞納による財産の差押件数は、昨年度と比べ100件増加し、373件行われております。そのうち、350件は預貯金の差押えで、その成果が12,560千円で、非常に多額なような感じを受けますけれども、1件当たりの平均差押額は僅か35,900円であります。このような通帳を差し押さえれば、その日の食事にも事欠く事態になる可能性すらあるのではないか。

また、給料の差押えが5件行われております。預貯金と違い、滞納者の勤務先に税金滞納が知らされることになり、滞納者がリストラや差別的待遇を受ける可能性もあります。給料の差押えは特に慎重に行うべきであります。

動産の差押え、いわゆる捜索が2件行われております。県職員二、三名を含め、10名近くの税務職員が滞納者の自宅などに押しかけて動産を差し押さえ、差し押された動産は公売にかけますが、公売会場にも3名の職員が参加しております。このように大騒ぎして、換価できたのは僅か68,039円です。費用対効果からいっても問題があります。

また、滞納者にとって10名近くの職員が自宅などに押しかけてくれば、隣近所のうわさにもなり、見せしめ的な捜査になるのではないでしょうか。直ちにこのような見せしめ的な捜査はやめるべきであります。

2,000千円以上の高額滞納者が30人おられます。高額になった理由は、財産を調査しても差し押さえる財産が発見できなかったということです。

以上のもろもろの事実から推察されるのが、払わないのではなく、払いたくても払えない

というのが現状ではないでしょうか。差押えは真に悪徳滞納者に限定すべきであります。

2款3項10目情報政策費についてであります。

国は、2025年度までに自治体情報システムの標準化に移行するように義務づけております。

国は標準化により運用経費が3割削減できると言っていましたけれども、3割削減どころか、移行前の2倍から最高5.7倍に増える自治体もあるようです。八女市の場合も2倍程度に増える見込みのようであります。あまりにも現状を無視した強引なやり方に、全国の自治体から猛反発が起きております。経費が増えた分、国が責任を持つよう、さらに国に要求すべきであります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。

カード普及のため、個人宅まで出張して申請サポートをしておりますけれども、やり過ぎではないでしょうか。カードをつくるか、つくらないかは、あくまで任意であります。

3款1項6目人権・同和政策費の中で、同和地区支部活動事業助成補助金で6,010千円支出されております。このほかにも多額の同和関連予算が支出されております。同和の特別扱いは直ちにやめるべきではないでしょうか。

3款2項6目こども医療対策費についてであります。

八女市は現在、15歳までこども医療費無償化を実施しておりますけれども、広川町、筑後市では18歳まで無償化を実施しております。全国的に見ても、80%以上が18歳まで医療費無償化を実施しております。18歳までの医療費無償化を求めるものであります。

3款2項5目保育所費についてであります。

旧八女市において、保育所に入所を申し込んでも、希望する保育所に入所できない子どもたちが最大で113人もいます。学童保育所でも同じような問題が起きております。早急に希望する保育所に入所できるよう、対策を取るべきであります。

3款1項10目介護保険事業であります。

東部地区に小規模多機能型居宅介護事業所を、令和6年度建設予定でしたけれども、公募しても申込み業者がなく、実施できておりません。東部地区の訪問介護も人手不足で大変な事態です。東部地区の介護関連事業の実効ある対策を早急に求めるものであります。

最後に、10款1項2目学校の問題ですけれども、いじめや不登校などに対する予算が支出されておりますけれども、令和6年度、小中合わせて218人の不登校の児童生徒がおります。毎年雪だるま式に増え続けているのが現状です。抜本的な対策を求めるものであります。

以上の理由により、認定第1号に反対をいたします。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

○3番（坂本治郎君）

私は賛成の立場で討論させていただきます。

決算審査は、市民からお預かりした税金の執行状況を確認し、成果と課題を次につなげる重要な機会です。今回の決算につきましては、確かに課題は残りますが、おおむね適正に執行されたと評価いたします。

反対討論では、マイナンバー制度への批判が示されておりますが、私はむしろ逆に、この制度をしっかりと推進していくことが市民サービスの向上につながると考えています。

マイナンバーの活用は、行政手続の効率化や公正な給付の実現に不可欠であり、将来的な人口減少社会においても、行政コストを抑え、必要な支援を確実に届けるための基盤となります。

もちろん、情報セキュリティーや市民理解の向上といった課題は残されていますが、私は改善しながら前に進めていくべきだと考えます。

今後も課題を踏まえ、確かに八女市の税負担の高さは素直に賛同できない部分もありますが、今後しっかりと課題を認識し、より効率的で市民に役立つ行政運営につなげていくことを期待いたします。

以上の理由から、私は本議案に賛成いたします。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は、これを認定することあります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

[押しボタン式投票]

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は、これを認定することあります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

[押しボタン式投票]

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結し、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は、これを認定することあります。委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

[押しボタン式投票]

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決しました。

## 日程第2 議案上程・説明

○議長（橋本正敏君）

日程第2. 議案の上程を行います。

議員より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、議員提出議案第1号を議題といたします。

提出議員より提案理由の説明を求めます。

○15番（服部良一君）

おはようございます。提案理由を申し上げます。

議員提出議案第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、核兵器を全面的に禁止する核兵器禁止条約が国連で採択されました。同年9月20日に核兵器禁止条約の署名・批准が開始され、2021年1月22日に国際条約として発効し、2024年9月24日時点で94か国が署名、73か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しております。また、核保有国の条約への参加を規定するなど、核兵器廃絶への枠組みを示すと同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任が明記され、人道的な観点からも重要な意義を持っています。

「核兵器のない世界」を実現するためには、核兵器禁止条約への署名・批准国の拡大により、条約を実効性の高いものとしていくことが不可欠であります。

被爆80年目の年を迎えるなか、日本政府におかれましては、唯一の戦争被爆国として核兵器の全面禁止の意思表示をするため、核兵器禁止条約への署名と批准を強く求めるために関係機関へ意見を提出しようとするものであります。

議員各位におかれましては、意見書案の趣旨を御理解していただきまして、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（橋本正敏君）

以上で議案の上程を終わります。

### 日程第3 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第3. 議案審議を行います。

議員提出議案第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を議題といたします。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

[押しボタン式投票]

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に提出いたしますので、御了承を願います。

#### 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（橋本正敏君）

日程第4. 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市長より平井嘉則氏、牛島真奈美氏、草場せつ子氏、平島豊彦氏、鎌田美智子氏、石橋剛氏、小波慶一郎氏、計7名を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるというものでございます。

本案について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

討論を終結します。

お諮りいたします。市長推薦の7名を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、平井嘉則氏、牛島真奈美氏、草場せつ子氏、平島豊彦氏、鎌田美智子氏、石橋剛氏、小波慶一郎氏を人権擁護委員候補者として認め、その旨を市長に通知することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これで令和7年第4回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時44分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長　　橋　本　　正　敏

八女市議会議員　　水　町　　典　子

八女市議会議員　　三　角　　真　弓